

## 「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める

### 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)

(注) 主な追加・変更等に関連する部分のみ抜粋している。

追加・変更等の箇所には、取消線又は下線を付している。

#### 1. 紙 類

##### 【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】 古紙<del>パルプ</del>配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙<del>パルプ</del>配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙<del>パルプ</del>配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<del>OCR用紙</del>	<p><del>【判断の基準】 古紙配合率50%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m<sup>2</sup>とする。</del></p> <p><del>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</del></p>

ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	---

### 【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙(カラー用紙)	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

### 【衛生用紙】

トイレット ペーパー	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率100%であること。</p>
ティッシュ ペーパー	<p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

## 2. 文具類

<p>文具類共通</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。  プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。  木質の場合にあつては、間伐材等の木材が使用されていること。  紙の場合にあつては、紙の原料は古紙<u>パルプ</u>配合率50%以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
<p>クラフトテープ</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  テープ基材については古紙<u>パルプ</u>配合率40%以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</u></p>
<p>両面粘着紙テープ</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  テープ基材については古紙<u>パルプ</u>配合率40%以上であること。</p>
<p>ファイル</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</u>  文具類共通の判断の基準を満たすこと。  クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>
<p>バインダー</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p><b>【配慮事項】</b>  表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>

事務用封筒(紙製)	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率40%以上であること。</p>
窓付き封筒(紙製)	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</p>
けい紙	<p>【判断の基準】 古紙<b>パルプ</b>配合率70%以上であること。 塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m<sup>2</sup>以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p>
起案用紙	
ノート	
タックラベル	<p>【判断の基準】 <u>次の要件を満たすこと。</u> <u>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</u></p> <p>【配慮事項】 <del>水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</del></p>
インデックス	
<b>パンチラベル</b>	
付箋紙	
付箋フィルム	<p>【配慮事項判断の基準】 <u>次の要件を満たすこと。</u> <u>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。水溶性又は水分散型の粘着材が使用されていること。</u></p>

### 3. 機器類

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあつては、間伐材等の木材が使用されていること。</p> <p>また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m<sup>3</sup>h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>紙の場合にあつては、紙の原料は古紙<b>パルプ</b>配合率50%以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	--

#### 4. 磁気ディスク装置

磁気ディスク装置	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

表 磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.628.6$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.729.3$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.229.5$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.627.2$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.728.8$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.628.8$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 47.419.7$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 47.219.7$

備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2 lnは底をeとする対数を表す。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

## 5 . 温水器等

### ガス温水機器

ガス温水機器	<p><b>【判断の基準】</b> エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

~~—暖房兼用のもの~~

~~—浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの~~

~~—給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま~~

~~—表中「 」を記した区分のもの~~

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0
	ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）
密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）				77.0
屋外式				
強制通気式		自然循環式		76.1
			強制循環式	屋外式以外のもの
			強制循環式	屋外式
<u>ガス暖房機器（給湯付のもの以外）</u>				—
<u>ガス暖房機器（給湯付のもの）</u>				<u>83.0</u>



## 6 . 自動車等

### 自動車

自動車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、<u>技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準にのうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p> <p><u>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</u></p>
-----	--

備考) 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車、又は平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	<u>22.3km/L以上</u>
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	<u>19.7km/L以上</u>
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	<u>18.8km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	<u>16.8km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	<u>13.7km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	<u>11.0km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	<u>9.3km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	<u>8.2km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	<u>6.7km/L以上</u>

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上	<u>19.8km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上	<u>17.0km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上	<u>13.9km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上	<u>12.5km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上	<u>11.3km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上	<u>10.3km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上	<u>9.1km/L以上</u>

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上	<u>16.7km/L以上</u>
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上	<u>14.8km/L以上</u>
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上	<u>14.2km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上	<u>12.6km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上	<u>10.3km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上	<u>8.3km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上	<u>7.0km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上	<u>6.2km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上	<u>5.0km/L以上</u>

## 7. 消火器

<u>消火器</u>	<p><b>【判断の基準】</b> 消火薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年九月十七日自治省令第二十七号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

## 8 . インテリア・寝装寝具

### カーペット

タフテッドカーペット	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><del>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</del></p>
タイルカーペット	<p><del>未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</del></p>
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p> <p><del>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</del></p>

備考) ~~「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。~~

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。

2 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維又は、使用された後に廃棄された製品及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「再生材料」とは、製品として使用された後に廃棄された材料又は製品、及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

## 9. 公共工事

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材を使用した骨材であること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用いたものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。				
		【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出等に問題がないこと。				
		別表				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法					
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化					
下水道汚泥						

<p>タイル</p>	<p>陶磁器質 タイル</p>	<p><b>【判断の基準】</b> 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い<b>焼成</b>しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出<b>が少</b><b>等に問題</b>がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 719 991 792">再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th data-bbox="991 719 1404 792">前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 792 991 831">採石及び窯業廃土</td> <td data-bbox="991 792 1404 1471" rowspan="15">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 831 991 869">無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 869 991 907">鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 907 991 945">非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 945 991 983">鋳物砂</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 983 991 1021">陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1021 991 1059">石炭灰</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1059 991 1097">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1097 991 1135">建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1135 991 1173">廃ゴム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1173 991 1211">廃ガラス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1211 991 1249">製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1249 991 1288">アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1288 991 1326">磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1326 991 1364">石材屑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1364 991 1402">都市ごみ焼却灰</td> <td data-bbox="991 1364 1404 1402">熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1402 991 1440">下水道汚泥</td> <td data-bbox="991 1402 1404 1440">焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1440 991 1478">上水道汚泥</td> <td data-bbox="991 1440 1404 1478">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1478 991 1471">湖沼等の汚泥</td> <td data-bbox="991 1478 1404 1471"></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																											
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																											
無機珪砂（キラ）																												
鉄鋼スラグ																												
非鉄スラグ																												
鋳物砂																												
陶磁器屑																												
石炭灰																												
廃プラスチック																												
建材廃材（汚泥を除く。）																												
廃ゴム																												
廃ガラス																												
製紙スラッジ																												
アルミスラッジ																												
磨き砂汚泥																												
石材屑																												
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																											
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																											
上水道汚泥	前処理によらず対象																											
湖沼等の汚泥																												

断熱材	断熱材	<p><b>【判断の基準】</b>          建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。          オゾン層を破壊する物質<del>及びハイドロフルオロカーボン</del>を使用していないこと。          再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。          断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。          ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。          ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。  <del>断熱材のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が <math>0.028\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})</math> { <math>0.024\text{kcal}/\text{m}\cdot\text{h}\cdot\text{ }^\circ\text{C}</math> } を超えるものについては、ハイドロフルオロカーボンを使用していないこと。</del></p> <p><b>【配慮事項】</b>          発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているか又はハイドロフルオロカーボンの使用量の低減に配慮されていること。</p>
-----	-----	---

~~備考) 熱伝導率の測定方法は、日本工業規格 A 1412 により、平均温度 (試験体温度) は、発泡プラスチック保温材においては  $20 \pm \frac{3}{2}$ 、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材においては  $20 \pm 2$  とする。~~



## 10 . 印刷

印刷	<p><b>【判断の基準】</b>          印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。）  <u>次に掲げる材料を使用していないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。）</u></li> <li>・ <u>プラスチック類（紙のコーティング及びラミネートに使用するものを除く。）</u></li> <li>・ <u>布類、不織布</u></li> <li>・ <u>樹脂含浸紙、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。） 合成紙、インディアペーパー</u></li> <li>・ <u>UVインキ（ハイブリッドUVインキ、及びフォーム印刷に用いる場合を除く。） 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）</u></li> <li>・ <u>立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす）</u></li> <li>・ <u>芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など）</u></li> </ul> <p>— オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。  <u>古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。次に掲げる材料を使用していないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>カーボン紙、ノーカーボン紙</u></li> <li>・ <u>ビニル及びポリエチレン等のラミネート紙</u></li> <li>・ <u>感熱紙、芳香紙</u></li> </ul> <p><u>原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP方式の採用等）により廃棄物を抑制していること。</u></p>
----	--